

特定建築物耐震診断の流れ

〔耐震診断〕

建築士法第2条に規定する建築士が、建築物の地震に対する安全性を評価すること

建築士事務所等

補助金の交付決定後に業務契約を行うこと

耐震診断業務契約

耐震診断結果の報告

診断経費の請求

支払い

申請者

事前相談・補助対象要件等の確認

制度の説明

制度の概要

◆補助対象者

- ・建物所有者もしくは所有者の同意を得て施行者となり得る者
- ◆補助対象建築物
 - ・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手したもの
 - ・耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物のうち賃貸マンション、児童福祉法に基づき市長が設置を認可した保育所、大規模な事業者が所有する工場を除くもの
- ◆補助金の額
 - ・1棟につき150万円を上限とし、診断に要する費用の2／3、もしくは延べ面積×面積単価×2／3のいずれか低い額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額

補助金交付申請

主な提出書類

※詳細は補助金交付申請チェックシート参照

- ・補助金交付申請書
 - ・所有者がわかる書類（登記事項証明書等）
 - ・建物の図面等及び昭和56年5月31日以前に建築もしくは旧耐震基準であることが確認できる書類
 - ・耐震診断の経費が確認できる書類（耐震診断見積書等）
- ※自由様式。ただし、建築士事務所の押印のあるもの

補助金交付決定通知

耐震診断の完了実績報告

主な提出書類

- ・完了実績報告書
- ・耐震診断結果報告書
- ・建築士事務所と締結した契約書や注文書等の写し
- ・建築士事務所からの領収書の写し

補助金額確定通知

補助金交付請求

主な提出書類

- ・補助金交付請求書
- ・請求書兼領収書（雑用）※市の指定用紙

補助金の支払い

北九州市建築指導課